

平成30年度 環境省重点施策 概要

平成29年12月

1.	平成30年度	環境省	予算（案）概要	・ ・ ・ ・ ・	1
2.	平成30年度	環境省	重点施策の概要	・ ・ ・ ・ ・	2
3.	平成30年度	環境省	税制改正要望の結果概要	・ ・ ・ ・ ・	6
4.	平成30年度	環境省	機構・定員（案）の概要	・ ・ ・ ・ ・	9

1. 平成30年度 環境省 予算(案)の概要

(単位:億円)

	平成29年度 当初予算額	平成29年度 補正予算案	平成30年度	
			当初予算案	対前年比
【一般会計】				
一般政策経費等	1,484	624	1,491	100%
【エネルギー対策特別会計】				
エネルギー対策 特別会計	1,540	10	1,575	102%
【小 計】				
一般会計+エネ特	3,024	634	3,065	101%
【東日本大震災復興特別会計】				
(復興庁一括計上)	7,167	0	6,526	91%
【合 計】				
合 計	10,191	634	9,591	94%

※四捨五入等の理由により、計数が合致しない場合がある。

2. 平成30年度 環境省 重点施策の概要

1. 環境問題と社会経済問題の同時解決に向けた政策展開



環境問題と社会経済問題の同時解決と好循環が実現する社会を目指すべく、「**新たな成長**」の牽引力となる環境政策に重点的に取り組んでいく。

低炭素社会、循環型社会、自然共生社会を統合的に実現する**循環共生型社会**を形成するため、資源循環や地域の自然の保全に向けた取組が温室効果ガスの排出削減にもつながる、といった統合的なアプローチを展開する。

(1) 新たな成長につながる気候変動対策

(単位:百万円、☆:エネ特、★:一部エネ特)

- ・ (新) ZEH化等による住宅における低炭素化促進事業 (経産省・一部国交省連携事業) ☆ <8,500 (0) >
- ・ (新) グリーンボンドや地域の資金を活用した低炭素化推進事業 ☆ <950 (0) >



ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)の新築・改修支援

(2) 国内外における資源循環の更なる展開

- ・ リサイクルシステム統合強化による循環資源利用高度化促進事業 <237 (207) >
- ・ (新) IT等を活用した低炭素型資源循環システム評価検証事業 ☆ <50 (0) >

(3) 自然資源の保全・活用による観光立国・地方創生・経済成長

- ・ 国立公園満喫プロジェクト等推進事業 ★ <11,700 (10,019) > 【29年度補正】 2,000

(4) 中長期的な企業価値向上にも資する環境金融の主流化

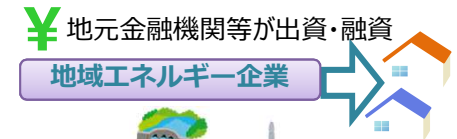
- ・ 環境情報を活用したESG投資などの拡大 ★ <383 (285) >

(5) 環境分野からの人口減少・高齢化社会への対応

- ・ 地域循環共生圏構築事業 <120 (100) >
- ・ (新) 高齢化社会に対応した廃棄物処理体制構築検討業務 <13 (0) >
- ・ 動物愛護管理推進費 <285 (259) >



国立公園の魅力向上の推進



地域の再エネを活かし、住民等に供給

(6) 環境分野からの国土強靱化への対応

- ・ 一般廃棄物処理施設の整備 ★ <55,255 (51,240) > 【29年度補正】 45,290
- ・ 大規模災害に備えた廃棄物処理体制検討事業 <325 (441) > 【29年度補正】 339



高齢化社会に対応した廃棄物処理体制の検討



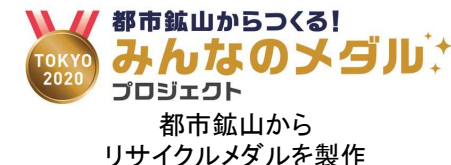
自然の恵みを引き出すライフスタイルへの転換を目指す

(7) 環境インフラの海外展開

- ・ 環境国際協力推進費 <190 (188) >
- ・ アジア・アフリカ諸国における3Rの戦略的実施支援事業拠出金 <66 (45) >

(8) 各主体のSDGs取組推進のための施策

- ・ 「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の普及促進 <61 (27) >



都市鉱山からみんなのメダルプロジェクト
都市鉱山からリサイクルメダルを製作

パリ協定の下、我が国の優れた低炭素技術・ノウハウを活かして2030年目標の着実な達成に向けて取り組むとともに、技術の海外展開などにより世界全体の削減に貢献する。

(1) 抜本的なカーボンゼロ・再生可能エネルギー導入

(単位:百万円、☆:エネ特、★:一部エネ特)

- ・再エネ等を活用した水素社会推進事業 ☆<3,480 (4,498) >
- ・(新) 環境に配慮した再生可能エネルギー導入のための情報整備事業 ☆<800 (0) >

(2) カーボンゼロに向けた徹底した省エネルギー等の推進等

<民生部門での省エネ等>

- ・業務用施設等におけるZEB化・省CO2促進事業 (一部経産省・国交省・厚労省・総務省連携事業) ☆<5,000 (5,000) >
- ・地球温暖化対策の推進・国民運動「COOL CHOICE」推進・普及啓発事業 ☆<1,500 (1,650) >

<物流部門での省エネ>

- ・物流分野におけるCO2削減対策促進事業 (国交省連携事業) ☆<1,765 (3,700) >

<廃棄物発電を含めた廃棄物処理システム全体における低炭素化>

- ・低炭素型廃棄物処理・リサイクル設備導入の支援 ☆<3,500 (3,500) >
- ・廃棄物処理事業におけるエネルギー利活用・低炭素化対策支援事業 ☆<900 (610) >

(3) フロン類対策の強化

- ・フロン類の総合的な対策強化に向けた制度的検討
- ・脱フロン・低炭素社会の早期実現のための省エネ型自然冷媒機器導入加速化事業
(一部農水省・経産省・国交省連携事業) ☆<6,500 (6,300) > 【29年度補正】1,000

(4) 中長期的低炭素化取組の推進

<カーボンプライシングに係る検討>

- ・カーボンプライシング導入可能性調査事業 ☆<250 (250) >

<イノベーションの促進をはじめとする長期大幅削減に資する取組の推進>

- ・未来のあるべき社会・ライフスタイルを創造する技術イノベーション事業 ☆<2,500 (2,500) >

<石炭火力発電からの排出の抑制をはじめとするエネルギー転換部門の低炭素化>

- ・CO2中長期大幅削減に向けたエネルギー転換部門低炭素化に向けたフォローアップ事業 ☆<150(150)>

(5) 優れた低炭素技術の海外展開等による途上国等への国際貢献

- ・二国間クレジット制度 (JCM) 資金支援事業及び基盤整備事業 ☆<9,734 (9,720) >

(6) 気候変動適応策の強化と適応ビジネスの推進

- ・適応策の推進のための法的措置の検討
- ・気候変動影響評価・適応推進事業 <850 (702) >



水素の製造から利用までの統合的システムを確立



連結トラック導入により輸送の効率化を実現



廃棄物発電 (ミャンマー連邦共和国)

3. 被災地の着実な環境再生の推進と国内外における資源循環の展開

被災地の環境再生・創生に向けて一層の取組を行う。

(1) 福島環境再生・創生

(単位:百万円、☆:工ネ特、★:一部工ネ特、○:復興特)

＜特定復興再生拠点区域における環境再生の取組の着実な実施＞

- ・ 特定復興再生拠点整備事業 ○<69,037 (30,904) >

＜中間貯蔵施設の整備等＞

- ・ 中間貯蔵施設の整備等 ○<279,902 (187,561) >
- ・ 除去土壌等の適正管理・搬出等の実施 ○<121,212 (285,464) >

＜福島環境再生を契機とした産業・まち・暮らしの創生＞

- ・ (新) 低炭素・資源循環「まち・暮らし創生」FS事業 ☆<200 (0) >
- ・ 低炭素型廃棄物処理・リサイクル設備導入の支援(再掲) ☆<3,500 (3,500) >
- ・ 省CO2型リサイクル等設備技術実証事業 ☆<500 (500) >



除去土壌等の搬出の様子



除去土壌等の受入・分別施設

(2) 東日本大震災関係地域における取組

＜指定廃棄物等の処理の着実な推進等＞

- ・ 放射性物質汚染廃棄物処理事業等 ○<145,542 (185,123) >
- ・ 帰還困難区域等における鳥獣捕獲等緊急対策事業 ○<416 (192) >

＜放射線に係る住民の健康管理・健康不安対策＞

- ・ 放射線健康管理・健康不安対策事業費 <1,300 (1,329) >



(朝夕は通勤の足、昼間は暮らしの足)

様々な低炭素技術を導入した
場合のまち全体のCO2削減
効果の評価・検証(一例)



暮らしと放射線に関する
住民の意見交換

国内外のライフサイクル全体での徹底した資源循環や、廃棄物処理等の我が国の優れた技術の海外展開を積極的に進める。

(3) 国内外における資源循環・適正処理の更なる展開

＜一般廃棄物処理施設・浄化槽の整備＞

- ・ 一般廃棄物処理施設の整備(再掲) ★<55,255 (51,240) > 【29年度補正】45,290
- ・ 浄化槽整備の推進 ★<10,021 (9,421) > 【29年度補正】1,000

＜改正廃棄物処理法・バーゼル法の着実な施行等＞

- ・ 電子マニフェスト普及拡大事業 <99 (90) >

＜食品ロス対策・食品リサイクルの推進＞

- ・ 食品廃棄物等リデュース・リサイクル推進事業費 <70 (68) >

＜廃棄物処理、浄化槽等の環境インフラの輸出戦略の推進＞

- ・ 我が国循環産業の戦略的国際展開・育成 ★<603 (590) >



老朽化した廃棄物処理施設の更新



日本の技術を活用して建設された
産業廃棄物焼却施設(台湾)

(4) 環境分野からの国土強靱化への対応

4. 魅力ある我が国の自然の保全・活用といきものとの共生

国立公園の保護と利用の好循環を生み出し、優れた自然を守りつつ地域活性化等に資する。
また、希少種保全やヒアリ等の外来種防除を進め、生物多様性の確保に取り組む。

(1) 自然資源の保全・活用による観光立国・地方創生・経済成長

＜国立公園満喫プロジェクトの先行公園の取組の着実な実施と横展開＞

・ 国立公園満喫プロジェクト等推進事業（再掲） ★ < 11,700（10,019） > 【29年度補正】 2,000

＜名古屋議定書の実施を通じた遺伝資源の適切な研究開発の推進＞

・ 中間評価をふまえた愛知目標達成方策検討調査費 < 41（41） >



(単位:百万円)

(2) 生物多様性の確保

＜国内希少野生動物種の保全施策と他の関連施策との連動的な展開＞

・ 希少種保護推進費 < 678（662） >

＜象牙等の国際希少野生動植物種の流通管理の強化＞

・ 国際希少野生動植物種流通管理対策費 < 38（36） >

＜指定管理鳥獣(シカ、イノシシ)の捕獲強化と利活用の推進＞

・ 指定管理鳥獣捕獲等事業費 < 830（800） > 【29年度補正】 700

＜ヒアリ等外来種の防除＞

・ 外来生物対策管理事業費 < 157（40） > 【29年度補正】 116

STOP THE FIRE ANT
ストップ・ザ・ヒアリ



危険な外来昆虫「ヒアリ」による被害を防ぐために

ヒアリの防除等に向けた情報提供

草原環境に生息するヒョウモンモドキ



効果的なシカ捕獲事例

5. 安全で豊かな環境基盤の整備

＜PCB処理の着実な実施＞

・ PCB廃棄物の適正な処理の推進等 < 6,336（5,942） > 【29年度補正】 1,810

＜マイクロプラスチック対策を含む海洋・水環境保全対策の推進＞

・ 海岸漂着物等地域対策推進事業 < 400（400） > 【29年度補正】 2,710

＜アスベスト・PM2.5対策等の推進＞

・ アスベスト飛散防止総合対策費 < 61（61） >

＜改正土壌汚染対策法の着実な施行＞

・ 土壌汚染対策費 < 314（291） >

＜化学物質による環境リスクの一層の低減＞

・ 子どもの健康と環境に関する全国調査（エコチル調査） < 5,054（4,494） > 【29年度補正】 866

＜公害健康被害対策等＞

・ 水俣病総合対策関係経費 < 11,224（11,611） >

・ 石綿ばく露者の健康管理に係る試行調査 < 232（203） >

＜2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催も見据えた熱中症対策＞

・ 熱中症対策推進事業 < 62（64） >



海岸に流れ着く漂着ごみの様子

(単位:百万円)



エコチル調査



熱中症に関する普及啓発資料の作成・配付

3.平成30年度 環境省 税制改正要望の結果概要

(1) 地球温暖化対策

「地球温暖化対策のための税」を着実に実施し、省エネルギー対策、再生可能エネルギー普及、化石燃料のクリーン化・効率化などのエネルギー起源二酸化炭素排出抑制の諸施策に充当する。また、揮発油税等について、グリーン化の観点から「当分の間税率」を維持し、その税収を地球温暖化対策等に優先的に充当する。

→ 地球温暖化対策のための税は着実に実施することとされた。また、揮発油税等の「当分の間税率」は維持することとされた。

(2) 自動車環境対策

地球温暖化対策・公害対策の一層の推進、汚染者負担の性格を踏まえた公害健康被害補償のための安定財源確保の観点から、車体課税の一層のグリーン化を推進する。

→ 長期検討とされた。

(3) 森林・自然の維持・回復

市町村が主体となって実施する森林整備等に必要な財源に充てることを目的とし、個人住民税均等割の枠組みの活用を含め都市・地方を通じて国民に等しく負担を求めることを基本とする森林環境税（仮称）の創設を支持する。

→ 個人住民税均等割の枠組みを活用し、年額1,000円を徴収する森林環境税（仮称）を平成36年度から課税することとされた。

また、森林の整備等の財源にあてるため地方団体に譲与する森林環境譲与税（仮称）（譲与額は森林環境税（仮称）の収入に相当する額）を平成31年度から創設することとされた。

(4) 循環型社会

- 特定廃棄物最終処分場における特定災害防止準備金の損金算入等の特例措置（法人税、所得税、個人住民税、法人住民税、事業税）【延長】
 - ー 最終処分場の設置者に対して埋立終了後に必要となる維持管理費用を埋立中にあらかじめ積み立てることを義務付けている金額につき、損金又は必要経費に算入することができるようにするもの。
 - 以下の見直しを行った上で、2年延長することとされた。
 - 準備金の一括取崩し事由に、特定廃棄物最終処分場に係る設置の許可が取り消された場合及び特定廃棄物最終処分場の廃止の確認を受けた場合を加える。
- 公共の危害防止のために設置された施設又は設備（廃棄物処理施設、汚水・廃液処理施設）に係る課税標準の特例措置（固定資産税）【延長】
 - ー ごみ処理施設や一般廃棄物最終処分場、PCB廃棄物等処理施設、石綿含有産業廃棄物等処理施設といった廃棄物処理施設や、汚水・廃液処理施設のうち、条件を満たすものについては固定資産税の課税標準となるべき価格に特例率をかけたものとするもの。
 - 以下の見直しを行った上で、2年延長することとされた。
 - 産業廃棄物処理施設のうち廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の処理施設については、課税標準を価格の2分の1（現行：3分の1）とする。
 - 汚水・廃液処理施設について、バーク処理装置を適用対象から除外した上、課税標準を価格に次の割合を乗じて得た額とする。
 - イ 大臣配分資産又は知事配分資産 2分の1（現行：3分の1）
 - ロ その他の資産 2分の1を参酌して3分の1以上3分の2以下の範囲内において市町村の条例で定める割合（現行：3分の1を参酌して6分の1以上2分の1以下の範囲内において市町村の条例で定める割合）
- 廃棄物処理事業の用に供する軽油に係る課税免除の特例措置（軽油引取税）【延長】
 - ー 廃棄物処理事業を営む者が最終処分場内において専ら廃棄物の処分のために使用する機械の動力源に係る軽油引取税を免除するもの。
 - 3年延長することとされた。

(5) その他(他省庁共同要望)

● 省エネ再エネ高度化投資促進税制（法人税、所得税、法人住民税、事業税）【新規】

→ 以下の措置を新設することとされた。

- ・FITに頼らない再エネの自立化や長期安定発電を促進するため、これに大きく貢献する再エネ設備に対し、適用期間内に取得・建設し、その日から1年以内に事業の用に供した場合、事業を開始した日を含む事業年度において、特別償却(20/100)することができるもの
- ・特定事業者による大規模な省エネ設備投資や、複数事業者が連携して実施する高度な省エネ取組（先端的な省エネ設備投資、物流効率化に資するシステム構築等）に資する省エネ設備投資について、特別償却(30%(初年度))、又は税額控除(7%)を適用することができるもの

● 再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置（固定資産税）【延長】

ー 再生可能エネルギー発電設備のうち条件を満たすものについて、新たに固定資産税が課せられることとなった年度から3年分の固定資産税に限り、課税標準を軽減するもの。

→ 各発電設備の特例率を見直した上で、2年延長することとされた。

● 認定低炭素住宅の所有権の保存登記等の税率の軽減措置（登録免許税）【延長】

● 認定長期優良住宅に係る特例措置（登録免許税、不動産取得税、固定資産税）【延長】

● 省エネ改修が行われた既存住宅に係る特例措置（固定資産税）【延長】

ー 認定低炭素住宅や認定長期優良住宅、省エネ改修が行われた住宅に係る課税を軽減するもの。

→ 2年延長することとされた。

4. 平成30年度 環境省 機構・定員(案)の概要

本省

機構

- 政策立案過程総括審議官（仮称）の新設
- 国際協力・環境インフラ戦略室長の新設

定員 (11人)

- ・ EBPM推進のための体制強化
- ・ 環境金融の一層の促進に向けた体制強化
- ・ インフラ輸出対策を推進するための体制強化
- ・ 希少野生動植物種の指定と保存及び取引監視等に関する体制強化
- ・ 原子力事故における公衆被ばく線量の把握に関する実施体制の整備 など

機構

- <福島復興関連>
- 福島地方環境事務所の管理体制の強化

地方環境事務所

定員 (69人)

- ・ 地域における気候変動適応策の充実に係る体制強化
 - ・ 国立公園満喫プロジェクト及び世界遺産登録等の推進に向けての体制強化
 - ・ 希少野生動植物種の指定と保存及び取引監視等に関する体制強化
 - ・ 外来生物防除に関する体制強化
 - ・ PCB廃棄物等の早期処理のための体制強化
 - ・ 廃棄物等の不適正な処理及び輸出入の防止に関する体制強化
- <福島復興関連>
- ・ 福島地方環境事務所（中間貯蔵等）の体制強化

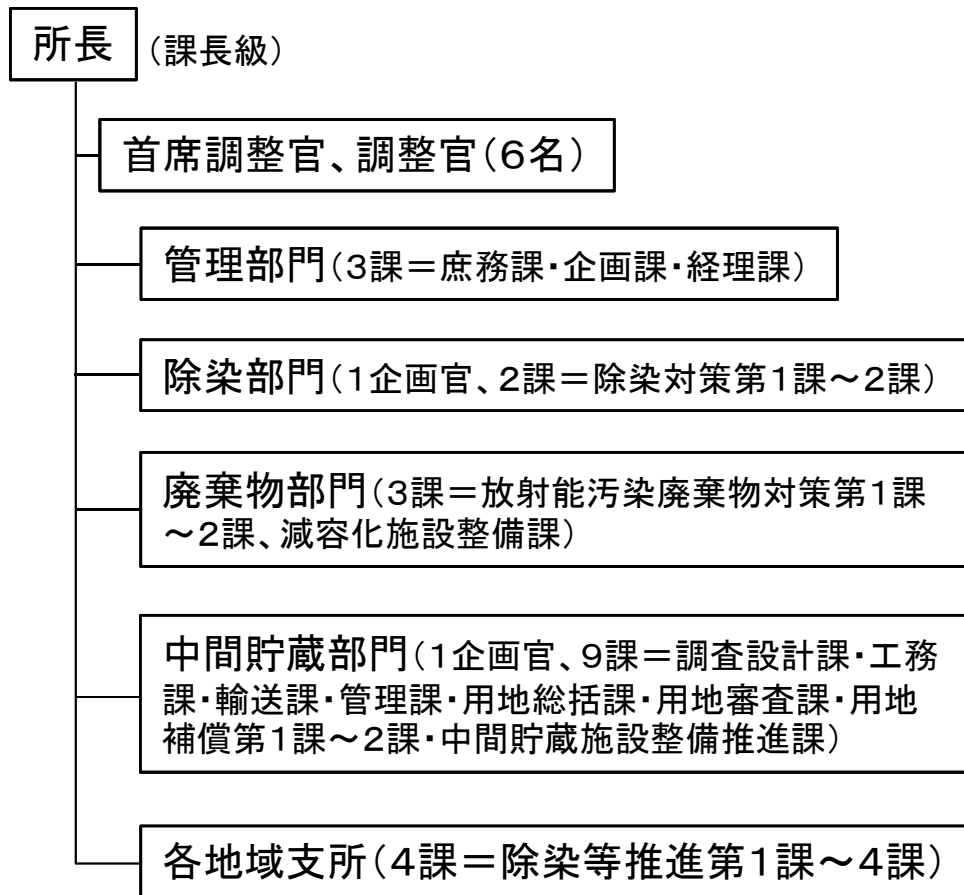
福島地方環境事務所の体制の強化について(案)

- ・高度かつ困難な事業遂行には、首長などとの
ハイレベルでの調整が必要
- ・事業量の増大により、所長による一括管理に限界

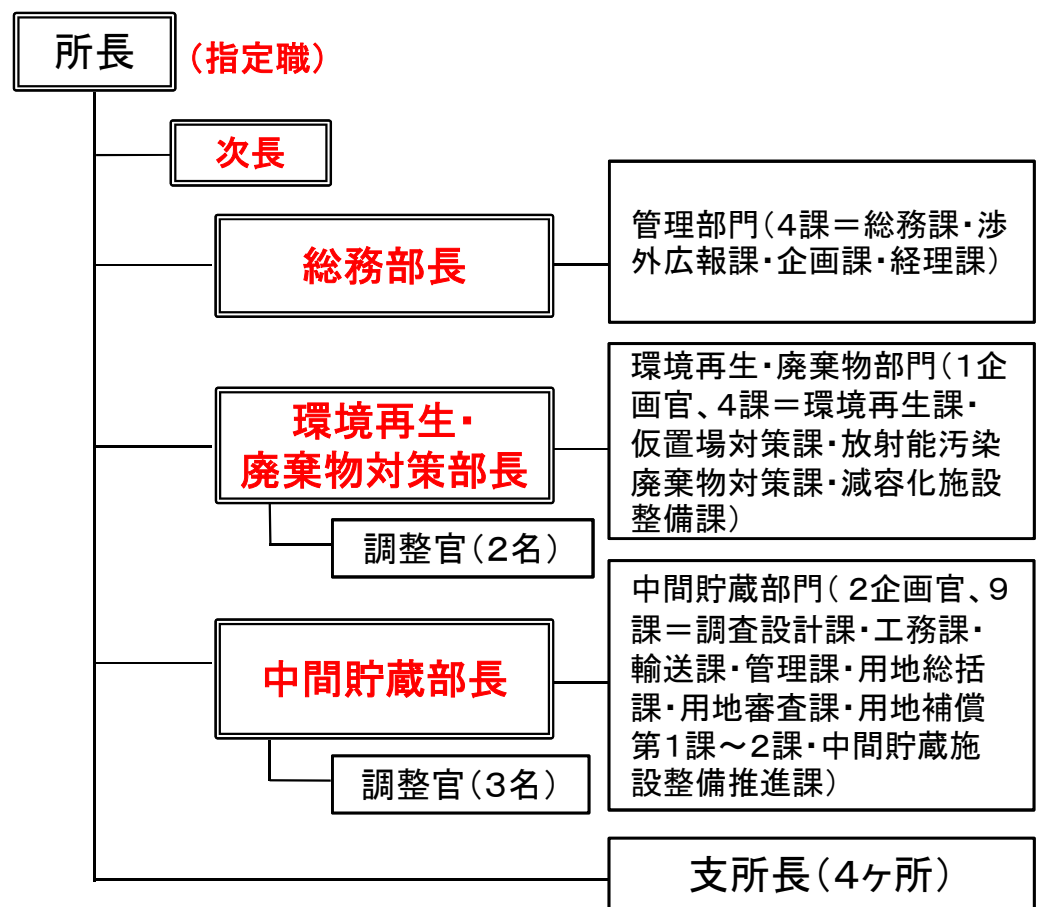
⇒ **所長を指定職化**

⇒ **所長の下に次長、部長を置き、
ピラミッド型の管理体制に強化**

機構(現行)



機構(H30.4.1より)



(参考)福島地方環境事務所の平成30年度の定員については、現行の591名に対し若干の増員(595名)を確保